

令和2年度

アスベストモニタリング調査結果

令和3年10月

福 島 県

令和2年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたので、公表します。

令和2年度の一般環境大気中アスベスト濃度調査は、県内の主に住宅の用に供する地域8地点と避難指示が解除された区域における被災家屋等の解体が多い地域2地点の調査を行った結果、参考となる基準（※）と比較するといずれも低い値でした。

※ 参考となる基準：大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（10本/L）。

## 1 調査地点、調査頻度及び実施機関

調査地点は、工業専用地域や車道等を除く、県民が通常生活している地域内に設定し、令和2年度は県内6市3町において、主に住宅の用に供する地域と被災家屋等の解体が多い地域で調査を実施しました。（表-1）

なお、主に住宅の用に供する地域では、1回の調査につき3日間測定し、その各日の測定値の幾何平均値を測定結果としました。被災家屋等の解体が多い地域では、1回の調査につき1日間測定し、その測定値を測定結果としました。

表-1 調査地点、調査頻度及び実施機関一覧

市町村名	調査地点（所在地）	調査頻度	実施機関
白河市	大気測定局（白河測定局） （白河市寺小路28）	年4回	福島県
会津若松市	会津保健福祉事務所 （会津若松市追手町7-40）		
南会津町	南会津合同庁舎 （南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）		
南相馬市	南相馬合同庁舎 （南相馬市原町区錦町1丁目30）		
富岡町 （解体地区）	被災家屋等の解体が多い地域1 （双葉郡富岡町字夜ノ森南）	年2回	福島県
広野町 （解体地区）	被災家屋等の解体が多い地域2 （双葉郡広野町大字下北迫）		
福島市	福島市放射線モニタリングセンター （福島市桜木町8-13）	月1回	福島市
郡山市	郡山市環境保全センター （郡山市朝日3丁目5-7）	年4回	郡山市
いわき市	大気測定局（大原測定局） （いわき市小名浜大原字六反田22番地）	年4回	いわき市
	大気測定局（上中田測定局） （いわき市錦町重殿15）		

## 2 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）」（平成 29 年 7 月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、位相差顕微鏡で総繊維数濃度を計測した上で、福島県、福島市及び郡山市実施分については総繊維数濃度が 1 本/L を超えた場合、いわき市実施分については総繊維数濃度にかかわらず、電子顕微鏡でアスベスト濃度を定量しました。

## 3 調査結果

県内の一般環境大気中アスベスト濃度は ND（検出下限値未満）であり、令和元年度調査結果と比較すると大きな変化はありませんでした。（表-2）

また、大気汚染防止法第 18 条の 5 に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（10 本/L）と比較すると低い値でした。

表-2 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果

市町村名	調査地点	アスベスト濃度（下段の（ ）内はアスベスト以外を含む総繊維数濃度）（本/L） <sup>※1※2</sup>											
		調査時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
白河市	大気測定局 （白河局）	— (0.37)	/	/	/	— (0.18)	/	— (0.13)	/	/	— (0.25)	/	/
会津若松市	会津保健福祉 事務所	— (0.44)	/	/	— (0.30)	/	/	— (0.37)	/	/	— (0.25)	/	/
南会津町	南会津 合同庁舎	— (0.33)	/	/	— (0.29)	/	/	— (0.54)	/	/	— (0.32)	/	/
南相馬市	南相馬 合同庁舎	— (0.47)	/	/	— (0.29)	/	/	— (0.33)	/	/	— (0.47)	/	/
富岡町	解体地区	/	— (0.39)	/	/	/	— (0.62)	/	/	/	/	/	/
広野町	解体地区	/	/	— (0.51)	/	/	/	— (0.79)	/	/	/	/	/
福島市	福島市 放射線モニタリング センター	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)	— (ND)
郡山市	郡山市 環境保全 センター	/	/	— (0.07)	/	/	— (0.18)	— (0.24)	/	/	/	/	— (0.20)
いわき市 <sup>※3</sup>	大気測定局 （大原局）	/	ND (0.29)	/	/	ND (0.31)	/	/	ND (0.26)	/	ND (0.22)	/	/
いわき市 <sup>※3</sup>	大気測定局 （上中田局）	/	ND (0.25)	/	/	ND (0.21)	/	/	ND (0.25)	/	ND (0.25)	/	/
令和2年度調査結果		ND											
令和元年度調査結果		ND											
大気汚染防止法の 敷地境界基準（参考）		10											

※1 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

※2 総繊維数濃度（アスベスト以外を含む）が1本/Lを超えたものについて、アスベストを定量した（いわき市以外）。「—」は、総繊維数濃度が1本/Lを超えなかったため、マニュアルに基づき、電子顕微鏡法によるアスベストの同定を行わなかったもの。「ND」は、アスベストを定量したが検出されなかったことを表す。

※3 いわき市は、総繊維数濃度（アスベスト以外を含む）にかかわらず、電子顕微鏡法によるアスベストの同定を行った。